群書類従本『安元御賀記』の成立

浜畑圭吾

安元二年（一一七六）三月四日から六日にかけての、後白河法皇の五十の賀宴を記した『安元御賀記』（以下『御賀記』）には、藤原定家自筆とされる定家本と、群書類従本（以下類従本）の二系統がある。その先後関係については、定家本から類従本へと増補されたと考えるのが現在の大方の見解であると思われる。ただし、多くの先学が、定家本の成立を御賀の遠からぬ後と考えているのに対して、類従本のそれについては様々な見解が出されている。

伊井春樹氏[1]は増補の部分が平家の盛んな様子を伝えるものであることから、その増補を平家の都落ち以前と見る。ただし、かなり無理な増補が見られることから、隆房とは別人の筆としている。また久保田淳氏[2]は、源氏物語の享受の問題として論じているが、御賀終了後隆房の記した『御賀記』があまりに簡略であり、維盛の美しさに触れていなかったため、隆房了解のもと、「男性貴族か筆の立つ女房の手で」増補されたとする。その後重政誠氏[3]も、増補は隆房の手になるもので、官職等は誤認であるとしている。隆房の手になるかどうかの違いはあるものの、隆房生前の増補であるという点では一致している。一方、春日井京子氏[4]は類従本は記者である隆房を全く意識しない改変が多く、隆房没後の成立とする。具体的には、覚一本『平家物語』巻第十「熊野参詣」の御賀記事が類従本と一致することから、覚一本奥書の応安四年（一三七一）を成立下限と見ている。そして『平家公達草紙』に『建礼門院右京大夫集』の叙述と重なるところがあるため、その詞書が作られた際には「『右京大夫集』などを用いて相当手が加えられた」としている。また、『平家物語』とも共通する叙述があるとして、「両作品が同一の時代思潮の下で生成された可能

性」もあると論じている。そしてそれは『平家物語』以外の〈平家の物語〉を積極的に作ろうとする動きであるとし、類従本や松永本『平家公達草紙』の上下限とすると、承久の乱後から十四世紀の前半までの範囲ではないかとしている。櫻井陽子氏[3]もまた春日井氏と同様に、類従本は隆房の手によるものではないとしており、『平家物語』をとりまく〈平家の物語〉の影響関係の考察から、類従本は改作にあたって『平家物語』を参照したと論じている。

稿者も類従本は隆房とは関わりなく増補されたと考えており、『平家公達草紙』などが製作、受容された環境での成立と見ている。ただし類従本の増補部分について、その検討の中心は維盛の記述にあった。しかし類従本で大幅に増補されたのは維盛だけではない。次表は類従本で増補された人物の登場回数を、類従本と定家本とで示したものである。

類従本が定家本に比べて全体として人物を増加する傾向

①藤原隆季12（11）	②藤原基房9（8）	③藤原兼実7（5）	④藤原師長10（8）
⑤平重盛7（3＊1）	⑥平宗盛3（3）	⑦平時忠1（1）	⑧平頼盛1（1）
⑨平教盛3（2＊1）	⑩藤原実宗9（5）	⑪藤原長方4（4）	⑫平重衡9（2＊2）
⑬建春門院4（4）	⑭建礼門院6（4）	⑮上西門院3（2）	⑯藤原経房2（1）
⑰平時実4（5＊1）	⑱平親宗2（1）	⑲平資盛4（1）	⑳藤原頼実4（3）
㉑平維盛11（6）	㉒平清経5（3）	㉓平師盛1（1）	㉔平知盛5（1）
㉕平忠房1（0）	㉖平通盛3（0）	㉗平有盛1（0）	㉘平清盛1（0）

※順序は登場順
※（ ）内は定家本の登場回数、「＊数字」は勘物
※⑥の平宗盛のように同数の場合がある。これは類従本で増補されながら、同時にカット、もしくは他の人物に置き換えられたものもあって、結果的に同数となっているのである。

にあることは明らかだが、その中でも特に増補の著しい人物として、⑤平重盛、⑩藤原実宗、⑫平重衡、⑲平資盛、㉑平維盛、㉔平知盛などがあげられるだろう。そこで本稿は⑤の重盛をとりあげ、その増補の意図について考えてみたい。維盛の増補は重盛のそれと連動するものであり、類従本の目指した〈平家の物語〉の骨格を見定めることができると考えているためである。

一、重盛の楽

重盛の登場箇所七ヶ所の最初は、四日の記事に参加した「大納言六人」の内訳として「定房、重盛右大将、公保、隆季、実房、実国」と記されるところである。これは定家本も同様で、重盛は時に正二位、大納言右大将であった。定家本においても、類従本においても重盛は「右大将」と記されることが多い。

次に五日目の船楽の記事であるが、五日は船楽と蹴鞠が行われたらしく、類従本では、以下の面々が乗船したとする。

藤原兼実（右大臣）・藤原師長（内大臣）・平重盛（右大将）・藤原隆季（権大納言）・藤原実国・藤原兼雅（中納言）・源資賢（按察使）・平知盛（左中将）・藤原実宗（頭中将）・平重衡（中宮亮）・藤原頼実（左中将）・平維盛（権亮少将）・藤原隆房（左少将）・平資盛（侍従）・源雅賢・藤原定能・藤原泰通

しかし、傍線を付した五人は定家本にはない。『玉葉』の当日条を示すと以下の通りである。

乗船人、余〈琵琶『字若御前、在蓮華王院法蔵』〉、内府〈箏『伏見』〉、中宮大夫〈笙、私笙歟〉、藤大納言〈笛、私笛歟〉、按察〈拍子〉、花山中納言〈箏、不知其名〉、已上在屋形中、実宗朝臣〈琵琶、字賢円、在同宝蔵、依無其絃忽懸之〉、定能朝臣〈篳篥〉、隆房朝臣〈笙〉、雅賢朝臣〈和琴〉、維盛朝臣〈頭弁、墨書〉「去夜内府同被弾琵琶之由聞之、而俄実弾箏、実宗弾琵琶、内府非挙歟」

臣〈笛〉、

傍線の面々は見えず、藤原泰通以外は重なっている。しかし泰通も『定能卿記』同日条には「左中将泰通朝臣〈笛〉」とあることから、乗船していたと判断して良いだろう。傍線部の人物達が『定能卿記』にも見えないことから、これは類従本の増補と判断される。つまり類従本は、重盛以下、

弟の知盛と重衡、息子の資盛、平家と親しい藤原経宗息頼実などを加えることで、平家の威勢を強調している。

同様に重盛が楽に参加した記述が、六日にも見える。

定家本（二四ウ3～5）	群書類従本
関白、御ふえをたてまつる。 右大臣、	関白、御笛を天皇（イナン）に奉る。 右大臣兼実、 右大将重盛、琵琶、笙をしらふ。
中納言兼雅、琵琶琴をしらふ。	中納言かねまさ、箏をしらふ。

池を巡った船が岸に着く際に、高倉天皇以下、船楽に調子をあわせる場面であるが、定家本では高倉天皇に右大臣藤原兼実と中納言藤原兼雅がついているが、類従本では兼実の後に「右大将重盛」が加えられている。『玉葉』同日条を引くと左のようである。

依召宗頼参進、取御笛筥蓋献関白〈撤笙如例〉、関白取之、昇自御座間進之、持空筥復座、如昨日、其間余召五位侍臣、取琵琶〈玄上〉・箏〈伏見〉、令置余及兼雅卿前、各調之、頃之主上令吹御笛給、即一童以下下自船向楽屋〈下船之間、楽中絶、尤奇怪、隆季高声催之〉、

関白が笛を高倉天皇に奉り、兼実が琵琶を、兼雅が箏を担当している。『定能卿記』にも、

于時召管弦具〈五位殿上人持参之〉、関白令献御笛給、主上御笛、右府〈琵琶、玄上〉、権中納言兼雅卿〈箏伏見〉次殿上伶倫下船〈当御座間〉、

とあって、同様である。つまり、類従本はこの楽に重盛を加えただけでなく、笙という具体的な担当まで与えたのである。それは妥当な設定なのであろうか。安元御賀は先の康和御賀（白河院）や仁平御賀（鳥羽院）を参考とし、特に康和御賀を先例としていたようである。そこで、三御賀で笙を担当していた者を一覧にすると次頁のようになる。(6)

三御賀の笙の担当者を抜き出したが、安元御賀で藤原隆季、隆房、隆雅父子が担当していることに注目したい。隆季父子は三日にわたって笙を担当している。御賀の際、担当する楽については先の御賀で血縁者が担当していたものを受け継ぐ傾向があったらしく、康和の「刑部卿顕仲朝臣」と安元の「左近少将源有房朝臣」、仁平の「摂津守藤重家朝臣」と安元の「中務権大輔藤経家朝臣」は親子である。そして藤原隆季も仁平御賀において笙を務めており（傍線部）、安元御賀は二度目の担当ということになる。息子の

康和御賀（一一〇二）
三月十八日～二十日

十八日
刑部卿顕仲朝臣（源）
備後介有賢朝臣
右衛門佐家保（藤原）
左近府生公里
雅楽属時忠
左近府生時元

十九日
記載無し

二十日
左近少将実隆朝臣
同師重朝臣
左兵衛佐能明
右兵衛佐通季
備後介有賢朝臣
左馬頭師隆朝臣
蔵人少将顕国
右少将家定
侍従実明
刑部卿顕仲朝臣
右衛門佐家保

仁平御賀（一一五二）
三月七日～八日

七日
左馬頭藤隆季朝臣
中務権大輔同季家朝臣
摂津守藤重家朝臣
侍従同信能

八日
右大臣（源雅定　左大将）

安元御賀（一一七六）
三月四日～六日

四日
中務権大輔藤経家朝臣
左近少将源有房朝臣
刑部少輔藤隆雅
丹後守師盛
隆季卿（定・中宮大夫隆季卿）

五日
中宮大夫（定・中宮大夫隆季卿）
隆房朝臣（定・右少将隆房朝臣）

六日
中宮大夫、隆季（定・隆季卿）
家通卿（定・六角宰相家通）
有房朝臣（玉葉無し）
経家朝臣（玉葉無し）
隆雅（玉葉無し）
師盛（玉葉無し）
利秋（玉葉無し・豊原）
時秋（玉葉無し・豊原）
光元（玉葉無し・豊原）
公秀（玉葉無し・豊原）
為茂（玉葉無し・豊原）

隆房、隆雅とともに担当していることを考えると、今後、息子たちがこれを継承していくつもりであったと考えられる(7)。そのような中で、重盛が笙を担当したという記述を、隆房が、あるいは隆房承認のもと、類従本に増補されたとは考えにくいのである。やはり、類従本は隆房とは関わりの無いところで成立したと考えるべきだろう。

それではなぜ類従本は重盛を二度、楽に加えたのか。注目すべきは、二度とも右大臣兼実、内大臣師長と同席した場面であったということである。その他の兼実と師長が同席した楽の場面を確認すると、類従本の目的は明らかである。まず四日の記事だが、類従本では、関白が天皇に笛を奉り、楽にうつる場面で、

関白、御笛を箱の蓋に入て、天皇に奉る。右大臣〈兼実〉琵琶、内大臣〈師長〉箏、中宮大夫〈隆季〉笙

となっている。定家本に傍線部はない。また六日の記事でも、類従本は、

次に御遊ひ有。御笛、右大臣琵琶、内大臣箏の琴、はしめのことし。

とするが、傍線部の、誰が琵琶と琴を担当したかを、定家本は記さない。類従本は全体的に人名を増補する傾向にあるが、ここはそれぞれの担当を明確にする目的で増補したのであろう。

兼実と師長がそれぞれ琵琶と琴を担当したことは『玉葉』『定能卿記』で確認することができる。そうした二人とともに、そして時には高倉天皇とともに楽を奏したと増補した目的は、重盛の格上げだったのではないか。平家の次の棟梁としてふさわしい活躍の場を与えたということになる。

二、維盛の後見

(1) 禄を下賜される重盛

類従本の増補としてたびたびとりあげられるのは、六日の維盛の青海波の場面であろうが、四日にも維盛の舞が増補されている。

少将隆房、左の舞人にはやうとすゝむれは、しはし有て権のすけ少将これもり出て落蹲入綾をまふ。青色のうへのきぬ。すほうのうへの袴にはへたる顔の色、おもゝち。けしき。あたり匂ひみち、みる人たゝならす、心にくゝなつかしきさまは、かさしの桜にそことならぬ。舞終りて帰り入時、院の御まへより殿上人を御使にてめして、けふの舞のおもてはさら

に〳〵是にたくふ有ましくみえつるをとて、女院の織物のかす、御そに紅の御袴くして、関白御使えたまはするに、父の大将座を立て参りて御衣を取て右のかたにかけて、院を拝し奉り給程のめいほく、其時に取ては、たくひなくそ見えし。かたへの人〳〵もいかにうらやましう覚えけん。

維盛が素晴らしく「落尊入綾」を舞い、その後父重盛が褒美の禄を賜ったという記述である。ただしこれは類従本の増補であり、定家本には、

少将隆房入綾を舞ふ。雅賢、蘇利古をとる。落尊入綾を舞ふ。見るものみな目をおとろかす。舞終りて帰り入る時、院の殿上人禄をとりて、帰り入る舞人にたまふ。白き細長一領、わらは舞は桜の細長。（一一ウ6〜一二オ3）

とあるのみで、維盛も重盛も記されない。六日の青海波は実際に舞っているが、こちらは舞っていないのである。

「落尊入綾」自体は舞われ、「見るものみな目をおとろかす」とされている。舞人の名は記されないが、先学の指摘する源雅行で間違いないであろう。[8]『玉葉』同日条に「今日胡飲酒童已出仕、可舞納蘇利云々」とあるのがその証左であり、胡飲酒を舞った雅行が「落尊」を舞ったのである。「落尊」は『教訓抄』巻第五によれば、納蘇利のことであり、「落蹲」が正しい。[9]『玉葉』同日条で納蘇利について、「其舞又以優美」とするのは、定家本の二重傍線部とも一致する。つまり、実際に「落尊」（納蘇利）を舞ったのは胡飲酒童源雅行であるが、それを類従本は維盛としたのである。維盛を押し出すためであろうが、問題は童舞である納蘇利を十八歳である維盛が舞ったということであろう。雅行は当時九歳であった。『今鏡』第二「もみぢのみかり」に白河院の五十賀（康和御賀）の記述があるが、「童舞三人、胡飲酒・陵王・落蹲なむ侍りける。其中に、胡飲酒は、源氏の若君なむ舞ひ給ひし」とあって、[10]胡飲酒、陵王、納蘇利は童舞であった。安元においても童舞として扱われている。しかしそうしたことには頓着しない類従本は、維盛の舞としたのである。

そして、もう一つ問題とすべきは、舞の後に父重盛が禄の衣を賜り、右の肩に懸けたという記述である。童舞の場合、当の童だけでなく、その父もしくは一族の代表にも、禄が下賜されることになっている。『玉葉』安元二年二月二十一日条は御賀の試楽の記述であるが、「父卿受取禄〈於納言座後程取之〉」とあって、舞の後、雅行の父定房が禄を受けている。そしてその際「即左手持笏、右手取御

衣」とも記されている。左手で笏を持ち、右手に禄を受けたということである。類従本の重盛の記述と一致するところであるが、問題はこの胡飲酒の舞の際の禄の受け取り方について、『玉葉』が「至他舞者、雖懸左肩、於胡飲酒懸右肩、故実也、是左手取撥之故也」とするところである。胡飲酒は左手に撥を持つため、禄は右肩に受ける、その他の舞は左肩に受けるという「故実」を記している。これは舞人である童に対してのものであるが、禄を受ける後援者も同様であったらしい。

『古今著聞集』「四五〇　康和四年二月御賀の試楽に左右内大臣以下参り給ふ事」は康和の御賀の試楽の様子を伝えるものだが、「父のおとゞ座をたちて、御衣を取て肩にかけて、左の手に笏を取て」とあり[11]、後援者もやはり右肩に受けたようである。同書は「四五一　仁平二年正月鳥羽法皇五十算の御賀の事」として仁平御賀のことも記しているが、そこでも「右大臣童を扶持し給て、右の肩に御衣をかけ左手に笏をもちて」とあって[12]、「右の肩」としている。やはり胡飲酒の場合の禄は右肩で受け、その他の舞は左肩なのであろう。後年の例であるが、『満済准后日記』正長二年（一四二九）八月二十五日条には、後小松院の前で舞の披露があったことが記されている。その際の衣の掛け方について、左のような記述がある[13]。

舞五番抜頭ノ衣事洞院前内大臣取之懸也、抜頭右肩ニ懸之、常ニハ左歟、如何、龍王衣万里小路大納言時房卿取之、龍王左肩ニ懸之、納蘇掲衣花山院大納言取之、両納蘇利一人ツ参給之、各懸右肩也、此条又如何、左右何為本哉、所詮常ニ懸禄事ハ定左肩也、若限舞右ニ懸事在之歟、可尋決、

「抜頭」の衣を右肩に掛けたことについて、「常ニハ左歟」と疑問を呈している。また、「龍王」の場合は左肩に掛けたが、「納蘇利」については右肩に掛けたので、これにも疑問を呈している。「所詮常ニ懸禄事ハ定左肩也、若限舞右ニ懸事在之歟」という記述は、通常の場合、衣は左肩に掛けたことを示している。舞に限っては右ということもあるのかとする筆致は、右に掛けることの少なさを示していると言えよう。『玉葉』が「故実也」としているところから、それほど認知されていることではなかったかも知れないが、一条兼良の故実書『桃華蘂葉』[14]にも、

舞禄掛。於二他舞一者雖レ懸二左肩一。於二胡飲酒一者懸二右肩一也。是左手取レ撥之故也。

として『玉葉』とほぼ同文に引かれていることから、故実

として継承されていったようである。つまり、類従本において重盛が「右の肩」に衣を掛けて拝舞したという記述は、胡飲酒であれば問題なかったのであるが、今回の納蘇利としては、問題があるということになるのである。

胡飲酒が村上源氏の家の舞として知られていたことは、先学の成果により明らかである[15]。類従本は納蘇利を維盛が舞って、父重盛も禄を下賜されたという増補を行い、平家の称揚に努めたが、禄の掛け方の故実などには気を遣わず、有名な胡飲酒に倣い、重盛の右の肩に掛けてしまったのではないだろうか。そこで次に『御賀記』における禄の衣を掛けた他の場面を確認してみたい。類従本は三ヶ所、定家本は二ヶ所である。

定家本	群書類従本
四日（一二ウ1～5） 舞終りぬれば、長慶子をふきてまかり出づ。 わらは舞のほか、行事よりはじめて、 禄を左の肩にかけて西の中門へ出づ。	四日 まひをはりぬれは、ちやうけいしを吹てまかりいつ。 童舞の外、行事よりはしめて、 ろくを左の肩にかけて西の中門にいつ。
六日b（三〇ウ2～三一オ2） 次に、右、数手をまふ。次に、右、胡飲酒〈序二反、破五反〉。 左の太鼓、鉦鼓のあはひより、ほこの南をへて出づ。	六日a また右に越前守道盛、四位侍従有盛、りんかをまふ。時に院の御前より右大臣して禄を給ふ。すほうの織物のうちき、をの〳〵右のかたにかけて入綾をまふ。見るものこと〳〵く涙をなかす。青海波こそなをめもあやなりしか。 六日b 次に右しきてをまふ。右、胡飲酒〈序二反、破二反〉。 左の太鼓正このあはひよりほこの南をへていつ。

その舞いと妙なり。みるものみな涙をおとす。
舞ひはてゝ入る時、院庁の禄をたまふ。蘇芳の綾の袿、
中将光能これをとりてたまふ。
右の肩にかけて入綾を舞ふ。

其舞いとたへなり。みるもの涙を落す。
舞果て入時、院庁の禄を給ふ。すほうのあやのうちき、
中将みつよし是をとりて給ふ。
右のかたにかけて入綾をまふ。

まず四日の場面は舞人にのみ与えられた禄ではないため、左の肩で良い。これは類従本、定家本ともに同じである。六日aは類従本の独自本文であるが、これは「林歌」であるから、右の肩では誤りである。続いて六日bでは、胡飲酒であるため、右の肩で良い。定家本も同様である。つまり、定家本に重なるところは類従本も正しいが、類従本が独自に加えたところは間違っているということになるのである。納蘇利の場面と共通している。

類従本のそうした誤認や、十八歳の維盛に童舞を舞わせる記事の増補などを考慮すると、やはり隆房の関与は疑わしい。ではなぜ納蘇利を維盛が舞い、重盛が禄を賜ったというような増補を施したのだろうか。手掛かりとして『玉葉』安元二年二月二十一日条の試楽の記事をあげたい。

左、陵王、乱声之後、破二遍、
先是関白召実宗、仰陵王可出之由、今般父卿無向楽屋之儀〈仁平家成卿向楽屋、昨日宗家卿示余云、雖須逐仁平例、彼者一族卿相甚多、臨楽屋之間、専栄耀、今度独身追彼例、頗異様歟、但不存先規又如何者、余答曰、御案尤可然、加之、康和仲実卿『納蘇利童父』不臨楽屋、謂時儀謂先例、旁可有思慮、不臨楽屋、尤得其宜者、仍不向之〉、

童舞「陵王」についての記述だが、陵王を舞う藤原宗国の楽屋へ父が向かわなかったことについて兼実は、過日宗国の父宗家が訪問し、相談したことを載せている。宗家の弁では、仁平御賀の例に倣って楽屋に参じるべきだが、仁平の際の藤原家成は一族が楽屋に臨んでも十分に栄耀を示すことができたが、自分はそれほどでもなく、参じてもかえって「異様」ではないだろうか、ということであった。これに対して兼実は康和の際、藤原仲実は舞人の父であったが、楽屋に参じなかったという先例を示している。その結果、宗家は楽屋に参じなかったようである。ここで注目

したいのは、楽屋に参じる後援者が威勢を示したという記述である。そのあとの「納蘇利童父」という言葉も示すとおり、童舞は舞人本人の名誉というだけでなく、それを後援する一族の名誉でもあったのである。[16]

これまで維盛の増補のみが取りざたされてきたが、ここは維盛を後見する重盛とあわせての増補を、類従本の目的として捉えるべきであろう。つまり、維盛の素晴らしい舞と、それを後援し、禄の衣を下賜される重盛という構図は、「重盛－維盛」という、あるべき平家の嫡流を強調するための増補であったと考えられるのである。

(2) 涙を流す重盛

もう一ヶ所、同様の増補を指摘したい。六日の維盛の青海波の場面である。従来、多くの先学が論じてきた場面だが、注目したいのは、舞の後の重盛の増補である。

おなし舞なれと目馴ぬさまなるを、内、院を始奉り、いみしくめてさせ給ふ。父大将、事忌もし給はす、おしのこひ給。ことはりと覚ゆ。片手は源氏の頭の中将はかりたになけれは中〳〵に人かたはらいたくなん、おほえけるとそ。

維盛の素晴らしい舞に対して、高倉天皇や後白河院、そして重盛も賛嘆を惜しまなかったという。もちろん定家本にはない。同場面は従来、『源氏物語』「紅葉賀」における光源氏の舞の影響が指摘されてきたが、本稿が注目したいのは、重盛が維盛の舞を見て「父大将、事忌もし給はす、おしのこひ給」とする記述である。「事忌」は、吉事に際して涙を見せない、不吉な行いをしないということであるが、抑えきれない感情の発露の常套表現としてたびたび見られる。たとえば『浜松中納言物語』巻の四には、

大将もの〳〵しう、きよらげにて入りおはす。うち見渡し給ふに、この御方のさまことなるを、猶いとあたらしう、くちおしげに、ことといみもせず、涙ぐみつゝうちまぼり聞え給へるを、気色見るに、

とあるが、[17]これも新年でありながら、尼姫君の様子を見て大将が涙を流す様子を「ことといみもせず」としている。つまり重盛も、息子維盛の舞姿を見て、安元御賀というめでたい席上でありながら、感動のあまり、涙を流してしまったというのである。高倉天皇と後白河院が「いみしくめてさせ給ふ」でありながら、父である重盛の反応はやや過剰に見える。しかし『御賀記』は「ことはりと覚ゆ」と、さらにその行為を肯定しているのである。ただしこの設定も、

『源氏物語』「紅葉賀」に依拠している。光源氏の青海波があまりにも素晴らしく、「おもしろくあはれなるに」と評された後に、「帝涙を拭ひ給ふに、上達部・皇子たちも、みな泣きたまひぬ」とするのである。[18] 父である桐壺帝が涙を流したという記述が、『御賀記』における重盛感涙の記述に繋がったのだろう。つまり、重盛は桐壺帝にあてられていると考えられる。

これまで維盛の増補に対してのみ、注意が向けられてきたが、維盛の増補は重盛の増補と連動しており、「維盛の後見」とでも言うべき位置を強調している。やはり類従本は、「重盛―維盛」を、あるべき嫡流として押し出しているのである。

三、「したしき人々」から「一家の人々」へ

類従本は重盛を中心に、平家一門を華やかに描くための増補改訂を施している。維盛の青海波の直前にもその痕跡が見える。六日目の本文である。

右大将重盛が維盛の青海波の装束の為に、楽屋へ向かう場面である。定家本は「したしき人々」とするのみであるが、類従本は「一家の人々」とし、弟宗盛、知盛、重衡、子息維盛、資盛、清経、忠房、従兄弟通盛を率いて向かっている。類従本は、その後の「其いきほひ人にことなり」

定家本（二七ウ1～4）	群書類従本
又 右大将、青海波の装束のために、 したしき人々を ひきぐして、楽屋へむかはる。	又しはし有て、 右大将は、青海波の装束の為に、 一家の人々 左衛門督宗盛・左中将知盛・中宮亮重衡・権亮少将惟盛・左少将資盛・新少将清経・兵衛佐忠房・越前守通盛、 是らを引具して、楽屋へむかはるゝ。 其いきほひ人にことなり。

という独自本文と相俟って、華やかな様子となっている。まず問題としたいのは、その人選である。『玉葉』には、

相次右大将率一族公卿〈宗盛・時忠・頼盛・教盛・信隆等也〉向楽屋、

とあって、実際に重盛が率いたのは弟の宗盛のみが同じで、他は異なっている。『定能卿記』も同様だが、実際は弟宗盛と叔父時忠、頼盛、教盛、妹婿藤原信隆であったらしい。三人は叔父、信隆は妹婿とはいえ、当時五十歳の廷臣である。実際はそのような年配の一門が介添えを務めたのであろう。類従本のそれは現実的ではないが、弟と小松家の公達を重盛が率いることで、あるべき嫡流の姿を演出しているのである。

次に検討しておきたいのは、「したしき人々」を「一家の人々」とした点である。これについては、類従本が六日の最後に増補した独自本文を参考にしたい。

又、院別当中宮大夫隆季を御使にて、八条入道おほきおと丶(相国)のかり、院宣をくりつかはさる。此度の御賀に、一家の上達部殿上人行事につけても、殊にすくれたる事おほし。朝家の御かさりと見ゆるそ。殊に悦ひおほしめすよしおほす。此よしを悦ひ申て、御使に白かねの箱に金百両を入て送らる。院きこしめして、物よかりけるぬしかなと仰事あり。

御賀の終了後、清盛に使者が遣わされ、後白河院より称賛の言葉があったとするものであるが、定家本にはない。類従本では唯一清盛が登場する場面である。実際には清盛は参加していないので、これも虚構と考えてよかろう。しかし傍線部で「一家」の者達が称賛され、「朝家の御かさり」とされるところに清盛を登場させた類従本の目的が表れている。従来、類従本の目指したものは〈平家の物語〉であったと言われている。それをさらに具体的に述べると、清盛に続く「重盛－維盛」という、あるべき嫡流を強調した〈平家の物語〉だったのである。

もう一例、そうした目的で改訂されたと思われる部分を指摘しておきたい。六日の、後宴も終わって、諸人に禄が与えられる場面（本文は次頁）である。

注目すべきは傍線部である。中宮徳子からの禄を、定家本では「左衛門督宗盛」が取り次いだことになっているが、類従本はこれを「右大将重盛」としているのである。『玉葉』で確認すると、「次左衛門督宗盛卿取中宮御方送物〈御本、付枝如初〉」とあり、『定能卿記』も同様である。定家本が正しいということになる。先例に照らしてみると

定家本（三三オ7～三三ウ3）	群書類従本
これよりさきに、中宮の御方の送物に、	是よりさきに、中宮の御方の送り物に、
道風がかきたる仮名をたてまつる。	道風か書たる古今（かんなイ）を奉らせ給ふ。
左衛門督宗盛、これをとりて、	右大将重盛、是を取次く。
大進基親にたまひをはりぬ。	蔵人大進（允通イ）に給ひ終りぬ。

どうであろうか。康和の御賀の際は、

次従院追御送物〈笙・笛、御手本（付銀枝）、左大臣、民部卿、権大納言（家）、被取之〉、又送物御手本被奉中宮御方〈右衛門督宗通卿取之〉、

（『中右記』康和四年三月二十日条）

とあって、「右衛門督宗通卿」がこれを担当している。右と左の違いはあるが、衛門督がこれを務めるようである。類従本が先例には頓着しない点はすでにいくつか例を挙げて述べてきたが、ここではそれに加え、宗盛よりも重盛を押し出すという、類従本の性格の表出がある。

おわりに

定家本は奥書に「以他記小小勘付之」とあって、「他記」を参照したらしく、勘物をつけている。例えば五日の船楽について、「中宮の女房の船」とあるのには「〈此舟、右大将・平宰相教盛所造進也〉。〈各一艘〉」とし、船を造った「右大将」重盛と教盛の名を記している。これは『玉葉』同日条にもあって、正しい情報と思われる。勘物は定家本の考証的な性格を表しているといえよう。

一方の類従本には、そうした面はない。一部官職の誤認や無理な設定から、これが隆房の手によるものではないことは明らかであるが、そうした増補部分からは、類従本が〈平家の物語〉を作り上げようとした様子がうかがえる。そしてその中心は重盛であり、維盛の増補も重盛と連動したものであった。御賀の三年後、治承三年（一一七九）に重盛が没するまで、平家は清盛から重盛、そして維盛へと継承されていくはずであった。つまり、「朝家の御かざり」

として平家一門の全盛期を華やかに描く目的のあった類従本にとっては、維盛だけでなく、重盛も増補する必要があったのである。

しかしそうした増補がどのような場において為されたかということについては、答える用意がない。今後の課題である。ただ、春日井氏が述べるように、『平家物語』と「同一の時代思潮の下で生成された可能性」[19]は十分にあるだろう。『平家物語』とは別の〈平家の物語〉を作ろうとした結果、ということである。類従本は、安元御賀について考証的に記した定家本を基に、清盛、重盛、維盛の「嫡流」の押し出しを骨格として新たに成立した〈平家の物語〉なのである。

注

(1) 伊井春樹氏「『安元御賀記』の成立－定家本から類従本・『平家公達草紙』へ－」(同氏『物語の展開と和歌資料』所収・風間書房・平成十五年〔初出は『国語国文』六十一巻一号・平成四年〕)

(2) 久保田淳氏「平家文化の中の『源氏物語』－『安元御賀記』と『高倉院昇霞記』」(同氏著『藤原定家とその時代』「一　平家文化の諸相　5平家文化の中の『源氏物語』・平成六年〔初出は『文学』vol.50・昭和五十七年〕)

(3) 重政誠氏「『平家公達草紙』「青海波」成立に関する小考」(『学習院大学大学院日本語日本文学』創刊号・平成十七年三月)

(4) 春日井京子氏「『安元御賀記』と『平家公達草紙』－記録から〈平家の物語〉へ－」(『伝承文学研究』四十五号・平成八年)

(5) 櫻井陽子氏「『平家物語』と周辺諸作品との交響」(『軍記と語り物』第四十六号・平成二十二年三月)

(6) 康和御賀は『中右記』(『大日本古記録　中右記』)から、仁平御賀は『仁平御賀記』(『続群書類従』第三十四輯)、安元御賀は『玉葉』、『定能卿記』から抽出した。

(7) 仁平で笙を務めた藤原重家の子経家は安元で笙を担当したが、その後「六条三位」と称し、近衛家実に笙を教えている。『猪隈関白記』正治元年(一一九九)八月九日条(『大日本古記録』)によれば、「六条三位経家卿利秋等来、吹笙、連々来也」とあって、豊原利秋とともに指導したらしい。その後建仁元年(一二〇一)三月十九日に家実は経家、利秋の両人より伝授を受けている。『猪隈関白記』同日条には、「其後経家卿又習之、件卿父重家卿習之〈件重家卿ハ利秋父時秋并中院右府雅定習之、件右府ハ時秋父時元習之也〉」とあって、経家の笙は豊原時元や源雅定、豊

原時秋から伝授された父重家よりの説であったとしている。隆季父子の場合も、同様の過程を想定しても良いであろう。

(8) 前掲注(2)論文

(9) 『教訓抄』(日本思想大系『古代中世芸術論』・一〇一頁・岩波書店・昭和四十八年)には、「納蘇利(ナムソリ)　別装束舞　有二面二様一〈紺青色　緑青色〉小曲『落蹲』謂レ之。(中略)常ニハ二人舞レ之。一人『落蹲』、スコシ事アル時ニ舞ナリ」とある。

(10) 榊原邦彦氏・藤掛和美氏・塚原清氏編『今鏡本文及び総索引』(笠間書院・昭和五十九年)

(11) 日本古典文学大系『古今著聞集』(岩波書店・昭和四十一年)

(12) 日本古典文学大系『古今著聞集』(岩波書店・昭和四十一年)

(13) 『満済准后日記』(京都帝国大学文科大学編・大正九年)

(14) 『群書類従』第二十七輯所収。同書には出典として『玉葉』を挙げている記事がある。当該記事も『玉葉』が出典である可能性が高い。

(15) 櫻井利佳氏「御賀の童舞《胡飲酒》―『古今著聞集』第四五一話―」(『説話』(11)・説話研究会・平成二十三年)

(16) 服藤早苗氏「舞う童たちの登場―王権と童―」(同氏編『王朝の権力と表象』・森話社・平成十年)で服藤氏は、朝廷内や年中行事での童舞について、その担い手と意義について検討している。その中で算賀における童舞は、その成否が本人だけでなく、父や一族のその後にも関わってくるとし、そのために随一の舞師を招き教習させたとする。さらに舞の成功による衣の下賜と、それを受け取った父(あるいは一族の代表)による拝舞は、「政治的地位の父子継承をより強める」ものとしている。

(17) 日本古典文学大系『篁物語・平中物語・浜松中納言物語』(岩波書店・昭和三十九年)

(18) 日本古典文学大系『源氏物語』一(岩波書店・昭和三十三年)

(19) 前掲注(4)論文

【引用本文】

『安元御賀記』定家本…『徳川黎明会叢書　古筆聚成』(思文閣出版・平成六年)所収『安元御賀日記』を翻刻、私に漢字を当てるなど、本文を改めたところがある。『安元御賀記』群書類従本…版本『群書類従』巻五二九、『玉葉』…『図書寮叢刊九条家本玉葉』(明治書院)、『定能卿記』…藤原重雄氏・三島暁子氏「高松宮家旧蔵『定能卿記』(安元御賀記)」(田島公氏編『禁裏・公家文庫研究』第二輯・思文閣出版・平成十八年)

(高野山大学助教)